

令和6年度

市民税・県民税・国民健康保険税等

簡易申告書の書き方

郵送による提出に
ご協力ください。

提出の際は同封の返信用封筒をご利用ください。

佐世保市市民税課

も く じ

※ 氏名・住所・生年月日・電話番号など	1
1. あなたに関する事	2
2. あなたの課税収入金額	3
(A) 給与収入・公的年金等収入	3
① 給与収入のある方	3
② 公的年金等収入のある方（遺族年金や障害年金を除く）	5
(B) 業務・その他雑所得、一時所得	6
① 業務による収入のある方（シルバー人材センター、外交員等の報酬など）	6
② 業務によらない収入のある方（個人年金、自衛隊任用一時金など）	7
③ 一時所得（生命保険の満期一時金・解約返戻金など）	8
(C) 収入が何もなかった方	8
3. (特別)控除対象配偶者(妻・夫)に関する事	9
4. 16歳以上の扶養親族	11
5. 16歳未満の扶養親族	11
6. 所得から差し引かれる金額	12
(A) 社会保険料控除	12
(B) 生命保険料控除・地震保険料控除	12
(C) 医療費控除・寄附金控除	13
※ 佐世保市市民税課からのお知らせとお願い	13

※ 氏名・住所・生年月日・電話番号など

切り取ってこの線より下をご返送ください

		令和6年度		簡易	精査	入力	受付
市民税・県民税・国民健康保険税等の申告書							
(あて先)	ふりがな	はちまん たろう		生年月日	昭和30年10月10日		
佐世保市長様	氏名	八幡 太郎		職業・勤務先	○△×会社		
提出年月日	住所	佐世保市八幡町1-10		電話番号	24-1111		
6 2 1				世帯主の氏名	八幡 太郎 世帯主の続柄 本人		
個人番号		012312341234		確認番号			

ふりがな・氏名・住所・生年月日・世帯主の氏名・続柄については、あらかじめ印字してお送りいたしますので、佐世保市から申告書が送られてきた場合には記入の必要はありません。

① 提出年月日

実際に申告書を送付する日（ポストに投函する日）をご記入ください。

② 職業・勤務先、電話番号

必ずご記入ください。

職業は「会社員」や「アルバイト」などではなく、具体的な内容（「□×工業」などの企業名）を記入してください。無職の方（年金のみの受給者など）は空欄のままで結構です。

電話番号は、日中連絡が取れる連絡先（携帯・スマートフォンでもよい）を**必ず記入してください。**後日、申告書の内容に不明な点があった場合にご連絡させていただきます。

③ マイナンバー（個人番号）

必ずご記入ください。

マイナンバーカード（両面）をコピーして同封してください。

マイナンバーカードがない方は佐世保市ホームページの[「平成29年度より、市県民税の申告には「マイナンバー」が必要です](#)」をご確認ください。

④ その他

簡易申告書は昨年の申告状況に基づいて送付しています。就職して年末調整をされた方や、所得税の確定申告をされる方は、この申告書を提出する必要はありません。

営業等・農業・不動産所得のある方及び雑損控除のある方は、この申告書では受付ができませんので、13ページの連絡先までお問い合わせください。

この申告書を提出される場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されません。寄附金も併せて申告する必要がありますのでご注意ください。

所得課税証明書や滞納のない証明書が必要な方は、収入がなくてもこの申告書を提出していただく必要があります。昨年の証明書交付状況に基づいて申告書をお送りしていますので、次年度も証明書が必要な方は、この申告書を提出してください。

1. あなたに関する事

1 あなたに関する事		「ひとり親控除」の対象となる方は、「寡婦控除」の対象にはなりません。 「離婚」で寡婦控除を適用される場合は、扶養親族の記入が必要です。	
① 本人障害	身体・精神・療育	4 級	③ 寡婦控除 (女性のみ)
② 勤労学生	学校名		④ ひとり親控除
⑤ 非課税収入	遺族年金 障害年金 雇用(失業)保険 労災保険 傷病手当 その他 ()		該当するものがあれば、○で囲んでください。 非課税収入の収入金額は記入不要です。

① 本人障害控除

該当があれば記入してください。

身体障害者手帳・精神障害者手帳などの等級が分かる面をコピーして同封してください。

《注意》 「要介護認定」だけでは障害者には該当しません。

② 勤労学生控除

勤労による所得が75万円以下（給与収入であれば130万円以下）かつ、勤労によらない所得が10万円以下である学生・生徒の方は、この欄に学校名を記入してください。

③ 寡婦控除

次の条件にすべて当てはまる方が対象です。

- ・夫と死別、夫が生死不明、あるいは夫と離別し、その後婚姻していない女性
- ・前年の合計所得金額が500万円以下
- ・離別の場合は、子以外の扶養親族がいる。
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

（住民票の続柄に「妻（未届）」、「夫（未届）」などの記載がされていない。）

「死別」・「生死不明」と「離別」で条件が異なりますので、該当する項目に○をつけてください。

《注意》 「生死不明」とは、太平洋戦争又は船舶・航空機事故等により行方不明の状態が3ヶ月以上継続している場合をいいます。自分が生死を知らないというだけでは該当しません。

④ ひとり親控除

次の条件にすべて当てはまる方が対象です。

- ・配偶者がなく、生計を一にする子を扶養している方（性別・婚姻歴は問いません）
- ・前年の合計所得金額が500万円以下
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

（住民票の続柄に「妻（未届）」、「夫（未届）」などの記載がされていない。）

該当する方は「該当」に○をつけてください。

⑤ 非課税収入

遺族年金や障害年金等を受給されている方は、該当する項目に○をつけてください。

金額は記入しないでください。

《注意》 遺族年金や障害年金の金額を「公的年金等収入」の欄に書いてしまうと、市・県民税が課税されるおそれがあります。遺族年金や障害年金には「源泉徴収票」がありませんので、金額の記入が必要かどうかは、源泉徴収票があるかないかで判断してください。

2. あなたの課税収入金額

(A) 給与収入・公的年金等収入

2 あなたの課税収入金額		「公的年金等収入」は、国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金などの合計額を記入してください。	
源泉徴収票を同封してください。	給与収入 ①	598,650	令和5年中の勤務先 ○△×会社
	公的年金等収入 ②	1,346,953	
			8 10

① 給与収入のある方

給与収入を「給与収入」欄に記入してください。

令和5年分給与所得の源泉徴収票がある方は、源泉徴収票の「支払金額」をそのまま記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 長崎県佐世保市八幡町1番10号		(受給者番号)	
	氏名 ハチマン タロウ 八幡 太郎		(フリガナ)	
給与	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	598,650			0
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	扶養親族の人数 (配偶者を除く。)	障害者の人数 (本人を除く。)	前居住者である親族の人数
有				
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
(摘要)				
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
1				
2				
3				
4				
未成年者	外国	死亡退職者	本人が障害者	その他
			○	
中途就労退職	受給者生年月日	就職	退職	年月日
	昭和 30 10 10			
支払者	住所(原則)又は所在地	長崎県佐世保市高砂町5番5号		
	氏名又は名称	○△×会社		

※ 源泉徴収票を必ず同封してください。(コピー可)

源泉徴収票がない方は、給与明細書から年間の支払金額を計算し、記入してください。

※ 給与明細書を必ず同封してください。(コピー可)

給与明細書もない方は、申告書に同封しております「令和6年度 市・県民税申告 給与収入の内訳書」(「令和6年度 給与・公的年金等所得計算表」の裏面にあります。)に、給与の支払額を記入し、申告書に合計額を記入したうえで同封してください。

(書き方は次のページにあります。)

令和6年度 市・県民税申告 給与収入の内訳書
(令和5年1月1日～12月31日の収入についてご記入ください。)

氏名 **八幡 太郎**

※給与収入があり、源泉徴収票や給与明細書等を添付できない方は、こちらの用紙に明細をご記入のうえ、必ず申告書に同封して送付してください。添付されていない場合は、明細書の提出を求める場合があります。

※源泉徴収税額がある場合には、こちらの用紙は使用できません。また、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

月	日給 (円)	日数 (日)	月給 (円)	雇用保険料 (円)
1	円	日	48,650 円	円
2	円	日	50,000 円	円
3	円	日	50,000 円	円
4	円	日	50,000 円	円
5	円	日	50,000 円	円
6	円	日	50,000 円	円
7	円	日	50,000 円	円
8	円	日	50,000 円	円
9	円	日	50,000 円	円
10	円	日	50,000 円	円
11	円	日	50,000 円	円
12	円	日	50,000 円	円
小 計			598,650 円	円
賞 与 等				円
合 計				円

日雇いなど日給計算の
場合はこちらにも記入
してください。

この金額を、申告書の
「給与収入」欄に記入
してください。

(備考)

勤め先が複数ある場合は、具体的な内容を
こちらに記入してください。

※ いずれの場合も、勤務先を申告書に記入してください。

② 公的年金等収入のある方（遺族年金や障害年金を除く）

令和5年分公的年金等の源泉徴収票を確認し、支払金額を「公的年金等収入」欄に記入してください。

源泉徴収票は1月中旬ごろ年金支給者から郵送されます。

（国民年金・厚生年金であれば日本年金機構、共済組合であれば共済組合連合会など）

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受ける者		住所又は居所		長崎県 佐世保市 八幡町 1-10		生年月日		年金の種別				
(フリガナ)		ハチマン タロウ				昭和30年10月10日		基礎年金・厚生年金				
氏名		八幡 太郎										
区分			支払金額			源泉徴収税額						
所得税法第203条の3第1号・第2号適用分			1,346,953 円			0 円						
所得税法第203条の3第3号・第4号適用分			この金額（複数ある場合はその合計額）を記入します。			円						
所得税法第203条の3第5号・第6号適用分			円			円						
所得税法第203条の3第7号適用分			円			円						
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他		
	★			★		人	人	1人	人(人)	1人	人	200,000 円
源泉控除対象配偶者		(フリガナ) ハチマン ハナコ		区分		(摘要)						
氏名		八幡 花子		区分		【社会保険料の内訳】						
控除対象扶養親族		(フリガナ) ハチマン ジロウ		区分		国民健康保険税 120,000 円						
氏名		八幡 二郎		区分		介護保険料 80,000 円						
氏名				区分								
16歳未満の扶養親族		(フリガナ) ハチマン コウタ		区分								
氏名		八幡 洸太		区分								
氏名				区分								
支払者 法人番号 6000012070001				印								
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号												
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長												

- ※ 上は日本年金機構の例ですが、他の年金の場合もおおむね同じです。
- ※ 公的年金等の源泉徴収票を必ず同封してください。（コピー可）
- ※ 源泉徴収票がお手元にない場合は、年金支給者に再発行を依頼してください。

2 あなたの課税収入金額		「公的年金等収入」は、国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金などの合計額を記入してください。			
源泉徴収票を同封してください。	給与収入 ①	598,650	令和5年中の勤務先	8	
	公的年金等収入 ②	1,346,953	○△×会社	10	

(B) 業務・その他雑所得、一時所得

① 業務による収入のある方（シルバー人材センター・保険外交員等の報酬など）

「業務」欄に、収入金額と必要経費を記入してください。

令和5年分 配分金支払証明書 発行日 令和6年1月20日 (税務署の方へ)

支払を受けた者	住所	佐世保市八幡町1番10号		
	氏名	八幡 太郎	会員番号	99999
	支払金額	948,660 円		
支払者	住所	佐世保市谷郷町7-13		
	名称	公益社団法人 佐世保市シルバー人材センター	印	
対象期間	令和5年1月～令和5年12月			

これはシルバー人材センターが発行する配分金支払証明書です。シルバー人材センターは民法上の社団(財団)法人で、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により位置づけられた国の補助団体です。
 シルバー人材センターは地域における高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を「請負・委任」により引き受け、シルバー人材センターの会員に就業機会として提供するもので、会員と発注者との間にも、シルバー人材センターと会員の間にも雇用関係はありません。
 会員がシルバー人材センターから提供された仕事に就業して得た収入を配分金といい、この配分金収入は所得税法上、「その他の雑所得」に該当し、租税特別措置法第27条の規定に準じて必要経費控除が認められています。

シルバー人材センター 配分金支払証明書の例

赤○で囲んだ金額を「収入金額」欄に、かかった経費を「必要経費」欄に記入してください。

※ この「配分金支払証明書」を必ず同封してください。(コピー可)

	収入種別	収入金額	必要経費	コード	入力欄(記入不要)
支払証明書を同封してください。	業務 (シルバー人材センター・外交員報酬等)	998,660	□措法27条適用	62	
	その他雑 (民間の個人年金等)			63	
	一時 (各種保険の一時金・満期金等)			26	

令和5年分報酬料金の支払調書 (本人交付用)

支払を受ける者	住所	佐世保市八幡町1-10			生年月日	昭和30年10月10日
	フリガナ	ハチマン タロウ				
	氏名	八幡 太郎				
職種	支払期間	支払金額	源泉徴収税額			
外交員報酬	1月～12月	50000				
社会保険料	店における呼称	中途入社	中途退社			
(概要)						
支払者	住所(居所)又は所在地	佐世保市○○○町△-◆			個人/法人番号	
	氏名又は称	○△□×組合			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	

外交員 報酬支払調書の例

赤○で囲んだ金額を「収入金額」欄に、かかった経費を「必要経費」欄に記入してください。

※ この「外交員報酬支払調書」を必ず同封してください。(コピー可)

《注意》 次の条件に当てはまる場合は、「**家内労働者等の必要経費の特例**」を受けることができます。

- ・ 内職などのいわゆる「家内労働者」(テレワークは含みません。)
- ・ 外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方

- ・ シルバー人材センターからの配分金

「家内労働者等の必要経費の特例」とは、必要経費が55万円未満であった場合に55万円まで控除額を認める制度です。(給与収入がある場合は条件が異なります。)

特例条件に当てはまり、必要経費が55万円未満の場合は、必要経費に金額を記入せず、「 措法27条適用」と小さく書かれた場所の□内にチェックを入れてください。

	収入種別	収入金額	必要経費	コード	入力欄(記入不要)
支払証明書を同封してください。	業務 (シルバー人材センター・外交員報酬等)	●●●●●●	<input checked="" type="checkbox"/> 措法27条適用	62	
	その他雑 (民間の個人年金等)			63	
	一時 (各種保険の一時金・満期金等)			26	

- ② 業務によらない収入のある方(主に民間の生命保険会社の個人年金、自衛隊の任用一時金など)

「その他雑」欄に、個人年金等の支払金額と必要経費を記入してください。

必要経費は、保険会社から送付される税務申告用の「支払内容のお知らせ」などに書かれています。

【年金額等】支払内容のお知らせ

拝啓 日ごろは、格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
さて、ご加入いただいている契約について、お客さまにお支払いした本年中の金額などをお知らせします。
また、確定申告を行う際は、参考にしてください。
今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

■対象契約

保険証券(書)記号番号	12 34 5678901
年金種類	据置定期年金保険
年金受取人氏名	八 幡 太 郎 様

■支払内容(令和5年分)

支払金額		606,195 円
内	年金額	606,195 円
	(未払年金額)	(0 円)
	契約者配当金額	0 円
	源泉所得税(※)	37,754 円
差引額	(復興特別所得税額)	(776 円)

(※)「復興特別所得税額」を含んだ金額を掲載しています。

■既払込内容

必要経費	236,417 円
------	-----------

源泉所得税(源泉徴収税額)の欄に税額の記載がある場合、確定申告をすることで所得税が還付になることがあります。
詳しくは市役所市民税課へお尋ねください。

- ※ 上の見本は一例です。どの個人年金の場合もおおむね同じです。
- ※ 内容がわからない場合でも、この「支払内容のお知らせ」は必ず同封してください。

	収入種別	収入金額	必要経費	コード	入力欄(記入不要)
支払証明書を同封してください。	業務 (シルバー人材センター・外交員報酬等)		<input type="checkbox"/> 措法27条適用	62	
	その他雑 (民間の個人年金等)	606.195	236.417	63	
	一時 (各種保険の一時金・満期金等)			26	

③ 一時所得（主に民間の生命保険会社の満期一時金・解約返戻金など）

「一時」欄に、支払金額と必要経費を記入してください。

民間の生命保険会社の満期一時金・解約返戻金の場合は、個人年金の場合と同様に生命保険会社から「支払内容のお知らせ」が届きますので、税務申告用の「支払内容のお知らせ」などに書かれている支払金額と必要経費を記入してください。

<p>お支払金のご案内</p> <p>毎度お引立てを賜り、誠にありがとうございます。 この度、ご請求のありました生命保険契約の 一時払新個人年金保険（USドル建） につきましては下記のとおり、お支払処理が完了いた しましたので、ご案内申し上げます。</p> <p>前払保険料 証券番号 999-9999999</p> <p>被保険者 八幡 太郎 様 お受取人 八幡 太郎 様</p>		<p>お支払金額</p> <p>一括支払 1,671,669円</p> <p>①お支払金合計 1,671,669円 <small>注：納付（清算）金額</small></p> <p>②控除金合計 0円 ③差引お支払金額 ③=①-② 1,671,669円</p> <p>年金の必要経費 1,144,600円 払込保険料総額 1,144,600円</p>
<p>お支払年月日 令和5年10月18日</p> <p>お振込先 金融機関 十八親和銀行 本・支店 佐世保本店営業部 預金種目 普通 口座番号 9999*** 名義人 ハチマン タロウ 様</p> <p>個人情報の為口座番号を一部非表示としています。</p> <p>作成日 令和5年10月25日</p>		

※ 上はドル建ての年金の一括支払の例ですが、他の場合もおおむね同じです。

※ 内容がわからない場合でも、この「支払内容のお知らせ」は必ず同封してください。

支払証明書を同封 してください。	収入種別	収入金額	必要経費	コード	入力欄（記入不要）
	業務 (シルバー人材センター・外交員報酬等)			<input type="checkbox"/> 措法27条適用	62
	その他雑 (民間の個人年金等)			63	
	一時 (各種保険の一時金・満期金等)	1,671,669	1,144,600	26	

(C) 収入が何もなかった方

下の欄に生活の状況を記入してください。

※ あなた自身の収入がなかったときは、昨年の生活状況を書いてください。

子・八幡 一郎の扶養

例えば…

- 夫・〇〇 〇〇の扶養
- 貯金の切り崩し
- 親の援助
- 生活保護を受けていた
- 児童手当と児童扶養手当のみ …など

3. (特別)控除対象配偶者(妻・夫)に関する事

※ あなたが養っている場合のみ記入してください。

3 (特別)控除対象配偶者(妻・夫)に関する事(あなたが養っている場合は記入してください)							「配偶者の所得」の記入前に、必ず「簡易申告書の書き方」を確認してください。	
氏名	個人番号			生年月日		同居・別居	障害者のとき	
八幡 花子	900	2345	2345	2348	明・大(昭)平32年12月12日	同 別	身・精・療 級	
4 16歳以上の扶養親族(あなたが養っている方を記入してください(配偶者を除きます))							配偶者の所得	48

「障害者のとき」に該当する場合は、等級などをご記入ください。

身体障害者手帳・精神障害者手帳などの等級が分かる面をコピーして同封してください。

「配偶者の所得」欄は、下表「令和6年度 給与・公的年金等所得計算表」を利用して計算した後、次のように記入してください。

令和6年度 給与・公的年金等所得計算表

※この計算表は令和6年度申告(令和5年1月1日～12月31日の収入)専用です。
 年度ごとに変更となる可能性があるため、他の年度には使用しないでください。
 ※この計算表で計算した「配偶者の所得」が48万円超133万円以下の場合のみ、㊸へ記入してください。
 (㊸欄には「収入」は書かないでください。下の表を使用して計算した「所得」をご記入ください。)

(a) 給与所得

給与収入	給与所得の計算式	
550,999円以下	0円	
551,000～1,618,999円	(収入) - 550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	(収入) ÷ 4	㊸ × 2.4 + 100,000円
1,800,000～3,599,999円	(1,000円未満切り捨て)	㊸ × 2.8 - 80,000円
3,600,000～6,599,999円	...㊸	㊸ × 3.2 - 440,000円
6,600,000～8,499,999円	(収入) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	佐世保市市民税課へおたずねください。	

※給与所得と(b)の公的年金等所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から下の式で求められる所得金額調整控除を控除します。
 【式】{給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)} - 10万円 = 控除額

(b) 公的年金等所得(公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

① 65歳未満の場合(昭和34年1月2日以降生まれの方)

公的年金等収入	公的年金等所得の計算式
600,000円以下	0円
600,001～1,299,999円	(収入) - 600,000円
1,300,000～4,099,999円	(収入) × 0.75 - 275,000円
4,100,000～7,699,999円	(収入) × 0.85 - 685,000円
7,700,000～9,999,999円	(収入) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	(収入) - 1,955,000円

② 65歳以上の場合(昭和34年1月1日以前生まれの方)

公的年金等収入	公的年金等所得の計算式
1,100,000円以下	0円
1,100,001～3,299,999円	(収入) - 1,100,000円
3,300,000～4,099,999円	(収入) × 0.75 - 275,000円
4,100,000～7,699,999円	(収入) × 0.85 - 685,000円
7,700,000～9,999,999円	(収入) × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	(収入) - 1,955,000円

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合の公的年金等所得の計算については、佐世保市市民税課へおたずねください。
 ※計算の途中で発生した、円未満の端数は切り捨ててください。

- | | | |
|-------------|---|---------------------------|
| (a) 給与所得 | } | 前のページの表から、計算式に当てはめて計算します。 |
| (b) 公的年金等所得 | | |
| (c) その他の所得 | | |

(a) + (b) + (c) の値によって、「配偶者の所得」(48欄) の書き方は以下のようになります。

	(a) + (b) + (c) の値 (円)	控除の種別	「配偶者の所得」(48欄) の書き方
(1)	0 ～ 480,000	配偶者控除	記入しない
(2)	480,001 ～ 1,330,000	配偶者特別控除	計算した額を記入する
(3)	1,330,001 ～	(なし)	この項目は使用しない(*1)

(*1) 記入しても無効になります。この欄に配偶者の氏名を書くこと自体ができません。

《注意》 「配偶者の所得」(48欄) に、年金収入をそのまま書かれる方が大変多くなっています。この欄に年金収入を書いてしまうと、配偶者が「扶養」として認められず、税法上不利な扱いを受けてしまう場合もありますので、必ず「令和6年度 給与・公的年金等所得計算表」を確認し、計算したうえで記入してください。

※ 市・県民税の「非課税要件」は、扶養人数が重要です。「配偶者控除」の場合は扶養人数に含めますが、「配偶者特別控除」の場合を含めません。くれぐれもご注意ください。

(例) 75歳の夫と72歳の妻の2名世帯。どちらも収入は年金のみ。妻の年金は68万円の場合
正しくは

妻の所得は「令和6年度 給与・公的年金等所得計算表」より110万円以下なので0円
48万円以下なので、「配偶者の所得」は記入しない。

妻は「配偶者控除」(1)となるため、扶養親族等に該当する。

夫の収入は年金のみなので、年金収入201万9000円までは非課税。

妻の年金収入68万円を「配偶者の所得」(48欄) に書いた場合

妻は「配偶者特別控除」(2)となるため、扶養親族等に該当しない。

夫は年金収入151万5000円を超えると課税される。

もし誤って年金収入を記入して提出した場合は、後日、修正申告をしていただく事で正しい状態にすることができます。

4. 16歳以上の扶養親族

5. 16歳未満の扶養親族

※ あなたが養っている場合のみ記入してください。

4 16歳以上の扶養親族(あなたが養っている方を記入してください(配偶者を除きます))					配偶者の所得	48	
氏名	個人番号			生年月日	続柄	同居・別居	障害者のとき
八幡 二郎	901	3456	3456	3455	明・大昭平 63年7月7日	子	同別 身精療 3級
	902				明・大昭平 年 月 日	同・別	身・精・療 級
	903				明・大昭平 年 月 日	同・別	身・精・療 級
	904				明・大昭平 年 月 日	同・別	身・精・療 級

5 16歳未満の扶養親族(あなたが養っている方を記入してください)					※扶養控除対象外ですが、市・県民税の非課税限度額等の算定に必要となります。		
氏名	個人番号			生年月日	続柄	同居・別居	障害者のとき
八幡 洸太	911	4567	4567	4562	平成(令和) 5年9月9日	孫	同別 身精療 級
	912				平成・令和 年 月 日	同・別	身・精・療 級
	913				平成・令和 年 月 日	同・別	身・精・療 級

※ 配偶者は3. の項目で記入しますので、ここには含みません。

16歳以上（平成20年1月1日以前生）は4.へ、16歳未満（平成20年1月2日以降生）は5.へ記入してください。同居・別居の別も忘れずに記入してください。

「障害者のとき」に該当する場合は、等級などをご記入ください。

身体障害者手帳・精神障害者手帳などの等級が分かる面をコピーして同封してください。

扶養親族の控除額は以下の表のとおりです。

生年月日の範囲	扶養種別	控除額
昭和29年1月1日以前（70歳以上）	上記のうち同居している直系尊属 （父母・祖父母など）	同居老親扶養 45万円
	それ以外	老人扶養 38万円
昭和29年1月2日～平成13年1月1日（69～23歳）	一般扶養	33万円
平成13年1月2日～平成17年1月1日（22～19歳）	特定扶養	45万円
平成17年1月2日～平成20年1月1日（18～16歳）	一般扶養	33万円
平成20年1月2日以降（16歳未満）	年少扶養	0円

障害者控除	控除種別	控除額
特別障害者	上記のうち同居しているもの	同居特別障害者 53万円
	それ以外	特別障害者 30万円
その他の障害者	障害者	26万円

※ 16歳未満の方は控除額は0円ですが、市・県民税の非課税限度額の算定に必要になりますので、必ずご記入ください。また、障害者の場合の障害者控除も適用できます。

※ 障害者控除の「特別」「その他」は、障害の種別・等級により決定します。種別が間違っていると、後日修正することになるため、必ず手帳のコピーを同封してください。

※ 同じ人を2名以上の方が扶養することはできません。扶養親族を記入する場合は、他の人と重複していないかどうか、必ず確認してください。

6. 所得から差し引かれる金額

(A) 社会保険料控除

6 所得から差し引かれる金額							
種別	①国民健康保険	②後期高齢	③介護保険	④国民年金	⑤その他()	コード	控除額(①+②+③+④+⑤)
社会保険料控除	金額	120,000		80,000			32

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、あらかじめ印字してお送りいたしますので、佐世保市から申告書が送られてきた場合には記入の必要はありません。(印字されていない場合は記入してください。)

国民年金保険料の支払いがある場合は④へ、社会保険など他の保険の支払いがある場合は⑤に記入してください。

記入した場合は、領収証などの支払証明書を必ず同封してください。(給与の源泉徴収票に支払金額が記載されている場合は同封不要です。)

(B) 生命保険料控除・地震保険料控除

基礎控除 (記入不要)	42	430,000	新生命保険料額	56	旧生命保険料額	44	117,600
			新個人年金保険料額	57	旧個人年金保険料額	45	
			介護医療保険料額	58			
			地震保険料額	47	旧長期損害保険料額	46	

生命保険料の控除証明書を確認のうえ、各項目に記入してください。

控除証明書は前年の10～11月ごろに生命保険会社及び損害保険会社から送付されます。

令和5年分 生命保険料控除証明書 (一般用)

ご契約者 八幡太郎 様

契約番号(証券記号番号)	保険料払込期間	保険種類	適用制度
(999)99999999	21年	生きるチカラ	旧生命保険料控除制度
払込方法	契約日	主契約保証期間	年金支払開始日
月払	平成19年10月1日	終身	****年**月**日
年金受取人名	****様		受取人生年月日
			****年**月**日

R 5年 9月 までのお払込額を以下のとおり証明いたします。

一般	一般生命保険料 (A)	配当金(相当額) (B)	一般証明額 (A)-(B)
	88,200円		88,200円
介護	介護医療保険料 (C)		介護医療証明額 (C)
	*****円		*****円
年金	個人年金保険料 (D)		個人年金証明額 (D)
	*****円		*****円

<ご参考>本年12月分までの保険料をお払込みの場合、以下のとおり申告ください。(既にお払込み済の場合も含まれます。)

一般	年間一般生命保険料 (a)	配当金(相当額) (b)	一般申告額 (a)-(b)
	117,600円		117,600円
介護	年間介護医療保険料 (c)		介護医療申告額 (c)
	*****円		*****円
年金	年間個人年金保険料 (d)		個人年金申告額 (d)
	*****円		*****円

証明日 R 5年10月9日 ○○生命保険相互会社 印

この「証明書」は、生命保険料控除を受けるためのお払込保険料額を証明するもので、申告時に提出が必要です。(生命保険料控除申告以外には使用できません。また、記載事項を訂正した場合は無効となります。)

- 申告いただく金額は、本年1月から12月末までのお払込保険料額です。(税法により配当金額に記載の金額を差引きます。)月払契約は12月末までのお払込みでも翌年1月期以降は翌年の申告となります。
- 申告額が9,000円以下の場合は、「証明書」の提出は不要です。
- 当社がお立替えた保険料がある場合、お払込保険料額に含まれています。
- この「証明書」は証明日現在で作成しています。

「旧」制度の「一般」保険料なので、44欄に記入する。

申告額

《注意》 「介護医療保険料」は、生命保険会社が販売している保険です。佐世保市に納付する「介護保険料」は**社会保険料**となりますのでご注意ください。

※ 前のページは一例です。生命保険料控除証明書や地震保険料控除証明書は生命保険会社や損害保険会社によって書式がまちまちであるため、「どこを見ればいいのか」という説明を一様にご説明できません。各生保・損保会社にご確認いただくか、どうしてもわからない場合は該当欄を空欄にして、その旨余白に鉛筆でご記入いただき、控除証明書を必ず同封してください。控除証明書を確認したうえで佐世保市職員が記入します。

(C) 医療費控除・寄附金控除

この申告書には医療費控除・寄附金控除を記入する欄はありません。

医療費控除の申告をする場合は、「医療費控除の明細書」を作成し提出する必要がありますので、申告書と一緒に送付してください。

「医療費控除の明細書」の用紙は、市役所市民税課・各支所・行政センターにあります。

なお、同様式は国税庁または佐世保市ホームページにも掲載しています。

寄附金控除の申告が必要な方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

佐世保市市民税課からのお知らせとお願い

- ・この申告書は郵送にてご提出ください。
- ・必要書類が揃っていれば対応はできますので、書き方がわからない項目はその旨余白に鉛筆でご記入いただき、必要書類を同封してください。
- ・ご不明な点がございましたら、お電話にて下記連絡先までお問い合わせください。

《連絡先》

佐世保市財務部市民税課 市民税第一係

 (0956)24-1111 内線 2204～2208

この「簡易申告書の書き方」の手引きは、令和5年12月1日現在の地方税法により作成しておりますが、税制改正によっては、内容が変更になる場合があります。

※3月15日までに申告をしないと過料が課される場合があります。

佐世保市市民税課作成
令和6年1月